（別紙）

「農地法施行規則の一部改正案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。
○今回の改正案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見	御意見に対する考え方
利用意向調査において対象農地の利用方法の意思を問う質問に対する回答の選択肢について、「その他」という選択肢とするか「農業上の利用を行わないこと」という選択肢とするかについても、農業委員会の裁量に委ねてよいのではないか。	選択肢「その他」については、他の選択肢のいずれにも該当しない場合、すなわち農業上の利用を行わない場合の選択肢として用いられることを想定したものであり、今回の改正においてはその旨を明らかにする観点から調査事項について「農業上の利用を行わないこと」と規定することとしているため、原案のとおりといたします。 なお、農業委員会が利用意向調査で用いる様式において、引き続き「その他」という選択肢を置いて、所有者等の利用の意向が「農業上の利用を行わないこと」に該当するかどうかについて調査することを妨げるものではありません。
利用意向調査は、毎年、農業委員会が全農地を対象に実施する利用状況調査において判明した遊休農地を対象としているが、調査の結果、当該農地の所有者等が農地中間管理機構への貸付けを希望することが判明したにもかかわらず、農地中間管理機構の借受基準に適合しない等の理由により農地中間管理事業を活用できない農地についてまで、毎年調査を実施することは、現場にとって過度な負担となっており、利用意向調査の対象外とすべき。 また、利用意向調査の対象を地域計画の区域内の農地に絞り込むことも検討すべき。 （同趣旨の御意見が合計４件）	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、今般の改正によって、特定の様式によらずに利用意向調査を行うことが可能となるため、地域計画の策定に係る意向調査等とあわせて実施すること等により、事務の効率化につながると考えております。